

平成16年 臨時第2回

# 新得町議会会議録

開 会 平成16年10月25日

閉 会 平成16年10月25日

新得町議会

## 第 2 回臨時町議会会議録目次

### 第 1 日 ( 1 6 . 1 0 . 2 5 )

開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3
日程第 2 会期の決定 .....	3
諸般の報告 ( 第 1 号 ) .....	3
行政報告 .....	3
日程第 3 議案第 4 7 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について .....	5
日程第 4 議案第 4 8 号 平成 1 6 年度新得町一般会計補正予算 .....	9
日程第 5 議案第 4 9 号 平成 1 6 年度新得町国民健康保険事業特別会計補 正予算 .....	1 1
閉会の宣告 .....	1 2

平成16年臨時第2回新得町議会

平成16年10月25日(月曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	議案第47号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
4	議案第48号	平成16年度新得町一般会計補正予算
5	議案第49号	平成16年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告(第1号)
	行政報告
議案第47号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	平成16年度新得町一般会計補正予算
議案第49号	平成16年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

出席議員（16人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	金 澤	議員
3 番	齋 藤 芳 幸	議員	4 番	松 尾 為 男	議員
5 番	柴 田 信 昭	議員	6 番	千 葉 正 博	議員
7 番	宗 像 一	議員	8 番	石 本 洋	議員
9 番	吉 川 幸 一	議員	10 番	廣 山 輝 男	議員
11 番	齊 藤 美代子	議員	12 番	藤 井 友 幸	議員
13 番	青 柳 茂 行	議員	14 番	武 田 武 孝	議員
15 番	高 橋 欽 造	議員	16 番	湯 田 浅 亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 務 課 長	鈴 木 政 輝
企 画 調 整 課 長	畑 中 栄 和
住 民 生 活 課 長	浜 田 正 利
庶 務 係 長	秋 山 秀 敏
財 政 係 長	鈴 木 貞 行
	安 達 貴 広

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
社 会 教 育 課 長	齊 藤 正 明

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	若 原 俊 隆
書 記	田 中 光 雄

---

### ◎開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。  
ただいまから、本日をもって招集されました、平成16年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

### ◎開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。  
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、8番、石本洋議員、9番、吉川幸一議員を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。

---

### ◎諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。  
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### ◎行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。  
[ 斉藤敏雄町長 登壇 ]

◎斉藤敏雄町長 9月6日、定例第3回町議会以後の行政報告を行います。  
9月6日には、新得モータースクールに、阿部靖博氏が9月1日付けで社長に就任をいたしまして、就任のあいさつに来庁されました。

同じ日でありますけれども、東根市との友好都市提携をいたしまして10周年を記念しての災害援助相互協定の締結式並びに多くの東根市からの市民の皆さんがたの来町をいただきまして、盛大に交流会を開催いたしましたところあります。

次ページにまいりまして、9月11日には、札幌新得会の総会が開催されまして、助役と議長ほか出席をいたしております。

9月16日には、屈足西1条歩道整備工事の入札を行いまして、記載のとおり落札をい

たしております。

9月22日には、第12回目の新得町・鹿追町任意合併協議会を開催いたしました。12回の協議会を経て、基本項目を含めて最終的な合意に至らず、9月末日をもってこの任意協議会を解散することを決定いたしました。

今後はさらなる行財政の改革を進めながら、自立を目指していくことといたしているところであります。

3ページにまいりまして、9月26日には、第3回目の新そば祭りが開催されました。晴天にも恵まれまして、たいへん多くの来場者をいただきまして、短期間のうちに一大イベントに成長いたしております。

9月27日には、全国森林土木建設業協会の関係者が来庁いたしまして、今、政府が進めております三位一体の改革に関連いたしまして、治山事業の国庫補助制度を堅持してもらいたいという要請を受けたところであります。

9月29日には、道横断自動車道広内第2橋が完成いたしまして、その連結式が行われました。

9月30日には、新得消防署の庁舎外構工事の工事入札を行いまして、以下2件の工事がそれぞれ記載のとおり落札をいたしております。

同じ日ではありますが、町づくり推進協議会総合計画策定委員会の役員会並びに全体会議を開催いたしました。これは第7期新得町総合計画策定をこの日をもってスタートさせまして、平成17年、来年の12月の議会の議決に向けて、今後具体的に作業を進めていくことといたしております。

10月1日には、東京ふるさと会がふるさと訪問の旅ということで、39名、今年で6回目になるわけではありますが、本町にふるさと訪問の旅を実施されております。

10月2日には、北海道横断自動車道道東道夕張・十勝清水間全線工事が着工されまして、この日、清水町でその着工式が執り行われております。

5ページにまいりまして、10月4日には、トムラウシの武藤氏ほか関係者が来庁いたしました。これは6月時点で町に対しまして、トムラウシ地区でのシカさくの設置について町に要望していたわけではありますが、最終的に事業費負担等との兼ね合いから、今回、要望を取り下げたい旨の報告がありました。

10月5日には、滞納者への行政サービス制限条例の検討委員会を開催いたしました。これは近年、町税などの町に対する納付金の滞納がたいへん増えてきておりまして、負担公平の原則から、行政サービス制限についての有効な方策について今後検討していくことといたしております。

10月8日には功労賞選考委員会の答申がございました。これは10月4日に委員会をスタートさせたわけではありますが、選考の結果、3名の推薦がございましたけれども、今年度は3名とも見送りとの答申をいただいております。答申どおり決定をいたしました。

10月9日には、RTCラリー、全日本ラリー選手権大会でありますけれども、開催をされまして、38台が出場いたしております。

翌10月10日には、サホロリバーサイド駅伝大会がランニングコースで開催されまして、41チームの参加をみております。

6ページにまいりまして、10月13日には、地元のカンキョウ、根本社長が来庁いたしました。これは汚泥発酵肥料プラントを自社有地に建設いたしまして、来年1月以降に

本格操業する旨の報告をいただいております。

10月14日には、NHKドラマの新得での2回目のロケが開催されておりました、天候にも恵まれて順調に行われております。

10月15日には、友好都市訪問東根の旅の結団式ということで、これは本町の東根市との町民友好協会、10周年を記念した独自の事業でありまして、この日、東根市に40名が出発をいたしました。市並びに市民の皆さんがたの大歓迎を受けまして、民間サイドの交流が深まったと報告を受けております。

10月17日には、第6回目の全国フロアカーリング大会がサホロアリーナで開かれまして、45チーム、130名の選手が参加をいたしております。

7ページにまいりまして、10月18日には、鈴木助役が名誉町民の駒木先生の所に表敬訪問をいたしております。

なお、9月末現在の建設工事の執行率等につきましては、末尾に記載のとおりであります。以上であります。

[ 斉藤敏雄町長 降壇 ]

---

### ◎日程第3 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

◎畑中栄和総務課長 議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2枚目裏面を御覧ください。提案理由ですが、人事院勧告において、寒冷地手当の抜本の見直しが勧告されたため、本町も改正しようとするものでございます。

改正内容ですが、1、職員の寒冷地手当といたしまして、今回の人事院勧告で制度の見直しがされ、従来の級地区分5級地が4級地となり、新得町は2級地で勧告をされました。

1級地と気温差で0.1度の差、また、近隣町村、管内のほとんどが1級地であることから、新得町も1級地で改正しようとするものであります。なお、1級地と2級地の寒冷地手当の差は、扶養ありで年額1万5,100円となります。

(1) 寒冷地手当の額ですが、年間比較で記載いたしておりますが、従来の支給区分4区分が、改正後は、扶養あり、扶養なし、その他の3区分となり、それぞれ記載のとおり金額となり、扶養ありが13万1,900円、扶養なしが7万2,900円、その他が5万1,700円、現行より35パーセントから43パーセントぐらいの減額となります。

(2) 現行手当額は一括支給であったものを、改正後は手当額を5で除して、毎年11月から翌年3月までの5か月間で支給することになります。

(3) 経過措置として、現行手当額より1年目は年間3万円、以降1年ごとに年間2万円ずつ逡減させた金額を支給いたし、最長5年間の経過措置で、改正後の金額といたすものであります。

次に、2、特別職の寒冷地手当といたしまして、(1)寒冷地手当の額ですが、年間比較で記載いたしておりますが、職員と同じように従来の4区分が3区分となります。

また、現行手当額は、平成13年より記載のとおり金額となっておりますが、今回職員と同じ手当額とするものであります。

なお、(2)に記載のとおり、経過措置は適用しないものであります。

表に戻っていただきまして、職員の寒冷地手当に関する規定は、従来職員の寒冷地手当に関する条例に規定してありましたが、今回改正後から、職員の給与に関する条例に組み入れてあります。

したがいまして、第1条といたしまして、職員の給与に関する条例の一部改正を、次のページには、第2条、特別職の職員の給与に関する条例の改正を規定いたしております。

附則といたしまして、1、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

2から5までは、寒冷地手当に関する経過措置を規定いたしてございます。

6は、規則への委任を、7は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の条文を整理いたしております。

次のページにまいりまして、8は、廃止する条例といたしまして、職員の寒冷地手当に関する条例、職員の寒冷地手当の特例に関する条例を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 寒冷地手当の今の一般職員の現行の総支給額がいくらかということと、それから改正された後、減額される額がどのぐらいになるのか、その辺お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。寒冷地手当の総支給額につきましては、このあと審議いただきます補正予算のほうの資料の8ページに記載してございますが、現行で1,989万4,000円、これは一般会計ですが、プラス特別会計の分ということで、およそ2,000万円ぐらい計上いたしております。

今回の制度改正で、さきほどお話ししたように、経過措置がございまして、順次、額が減っていきまして改正後の額になるわけですが、今年度だけでありますと、およそ350万円が減額になります。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 そうすると今年度分だけで350万円ということになりますから、これは5年ですね。5年後はそのまま続くわけですがけれども、だいたい5年間になりますと、約1,500万円ぐらいの減額になるということではないんでしょうかね。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。5年間の経過措置があるわけですが、順次新制度の金額になる職員もございまして、実際には750万円ぐらいが削減されるかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 ちょっと教えてください。提案理由で、人事院勧告においてということになっていまして、手当の抜本的見直しということで表現してはいますけれども、この

抜本の見直しの基本のものは何でしょうか。

例えば、気象の状況が変わってしまったとか、それから住宅の事情も変わったとか、いろんなことがあると思うんですね。

それで従来この寒冷地手当の創設自体は、いわゆる本給では、北に住んでいる人たちはやっていけないと。大都市にいる人は都市手当も当たるだろうけれども、寒冷地にいる人は、いわゆる燃料が買えないというような状況だったので、いろんな状況を含めて、現在までそれぞれ必要性に応じて、石油の値段もあつたし、いろんな事情がありました。

そういった意味で、必要性に応じて従来積み上げてきたんですよ。それが5年や10年をみても、別にたいした気象状況は変わってはいないし、寒冷度もそんなに変わっていない。

しかし、その中で昨今は石油の値上がりも相当見込まれておりますけれども、その時点で40パーセントも削減するという基本的な積み上げを、見直しの項目といたしますか、そういったものをちょっと教えてください。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。提案理由にもございますように、今回の改定につきましては、あくまでも人事院勧告に基づいて、人事院勧告がなされたのに合わせて改正するものですが、人事院勧告のほうは、民間の同種の手当の支給実態を踏まえて、支給地域、支給額をはじめ、民間の実態を調査して、その結果、全般的な制度の抜本的な見直しをするということで今回勧告されたわけであります。

今お話しありましたように、住宅の条件とか、気象状況とか、若干、昔からみると変化はあるかもしれませんが、あくまでも民間と比べて、民間はこれだけの金額しか出ていないのでということで、今回勧告されたものでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 ご理解しませんね。民間もできれば公務員並みに手当をしたいんですよ。だけれども、いろんな事情で手当ができないという事情があるんですよ。

だから低いところに合わすというのが、やっぱり寒冷地手当というのは、ほかはどうだからというのではなくて、実際に生活していく上での必要性についてはじかないと。

民間は、逆に言ったら公務員並みに支給したいと。しかし、経済状況、会社の状態もあって、なかなかできないということできているんですよ、実際は。そこを民間に合わせる、低い方に合わせるというのは、ちょっと分からないですよ。

これはあくまでも、生活のための生活給なんですよ。それをいきなり40パーセントも下げるというのは、今まで手当も人事院のほうでは民間に合わせてということで、給与も含めて自治法にもありますけれども、民間に倣えとなっておりますけれども、本給あたりの、そういった意味ではある程度広範に調べてやっていますからそれに従うと。なおかつ、昨今は、給料も下げる、ほかの手当も下げるという味をしめたものだから、今度は生活給の実際に必要なものまで下げるといふところまでいっちゃっているんですよ。そこが問題だと思うんですね。

ですから、こんなとてもしゃないですけど、40パーセントも下げるなんて、本来、職員に働いてもらっていきこうというときに、こういう処置というのは、あまり理解できないですよ。

だから、さっきも答弁で、人事院勧告にと言っていますけれども、なんでもかんでも

従えばいいというものではないんですよね。必要なものだから今まで積み上げてきたんだから、それもいちおう交渉事項として、双方で認めて積み上げてきたものなんですよ。それがいきなり40パーセントも下げるとするのはちょっと、人に働いてもらうための手当としては、あまりにもおかしな話じゃないかなと思うんですよ。

だから、人事院勧告、人事院勧告といっても、そんなにね、逆に北海道あたりはこぞって、再度検討し直してもらおうということぐらい結束しないと、なんでもかんでもこういうかたちになっていくと思うんですよ。

そういった意味では今後を含めて、こういった手当についての考え方というのかな、やっぱり住んでいるところの状況を、実態を踏まえてやっていくということを含めて、これからの考え方をお聞かせください。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。この間の給与制度というのは、寒冷地手当だけではなく、全般的に人事院勧告を尊重し行ってきたところであります。

今回の寒冷地手当につきましても、人事院のほうでは7,574事業所に対する調査をした結果だというふうにいわれております。

われわれの生活上での必要な経費というのは、具体的には積算したことはないわけですが、この間、さきほども申しましたように、あくまでも人事院勧告尊重でずっと来ておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、職員との話し合いのほうにつきましても、再度話し合いをしまして、理解は得ております。

なお、実態を踏まえてというお話もあったんですが、ささやかですが、級地を2級地から1級地に変えて支給するという方法をとっております。

また、寒冷地手当の見直しについては、人事院のほうにもその旨の、激減をしないでくれという要請もしてはりましたが、結果としてこういう勧告になりましたので、基本的には準拠していかないといけないのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

◎湯浅亮議長 これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 3つの観点から反対の討論を述べたいと思います。

1つは、この寒冷地手当が、今、松尾議員もおっしゃってございましたけれども、約40パーセントにわたる減額率というのは、非常に大きなものであるという点から、役場職員の生活にかかわる問題で、やはり問題ではないのかというふうに思います。

もう1つは、これまで人事院の勧告に基づく公務員の給与の引き下げということが、連続して行われてきているわけでありましてけれども、これは公務員の給与引き下げにとどまることなく、いわゆる一般の民間の会社において働く職員の給与の引き下げの基礎にもされてきたという歴史的な事実があると思います。

そういう点から、公務員の生活のみならず、民間会社に働く人たちの生活にかかわってくる問題にもなってくると思います。

さらに、地域経済への影響力といたしますか、当然働く職員が給料を減らされるわけですから、そういう意味では地域に回るお金、いわゆる不況にさらに拍車をかける1つの手段になるのではないかという点から、討論を述べたいと思います。

◎湯浅亮議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第48号 平成16年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第48号、平成16年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第48号、平成16年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、予算の総額を68億7,449万5,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正では、前号議案でご審議いただきました寒冷地手当の改正に伴い、各款に計上されております職員手当の額をそれぞれ補正しております。

職員手当以外の補正としまして、2款、総務費の財産管理費では、販売済み分譲地の解約による代金払い戻しのために、償還金を増額しております。

3款、民生費、社会福祉費では、国民健康保険事業特別会計において、出産育児一時金の増額及び繰越金の補正を行うための財源調整として、繰出金の減額を計上しております。

次の6ページ下段の10款、教育費の公園・スキー場管理費では、新得山スキー場のロジ玄関部分の雨漏り防止のための改修工事費を新たに計上しております。

4ページの歳入に戻りまして、中段の19款、繰越金では、前年度繰越額が確定しておりますので、増額補正を行いまして、20款、諸収入では、分譲団地の解約による解約違約金収入を計上しております。

上段の18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。9番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 歳入のほうの分譲地の解約違約金、これは何戸ぐらいあって、どこの分譲地なのか。

今、屈足のさわやか団地も相当家が建っていないところが目立つんですけれども、あ

の団地は何戸ぐらい空いているのか、そこら辺もお聞かせ願いたいなと思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。歳入の分譲地解約違約金のご質問でありましたが、次のページの歳出に、償還金というのが載っております。今回471万5,000円補正いたしまして、890万1,000円になるわけですが、これは団地の買い戻しの償還金の額を計上いたしております。この額の2割を違約金として収入のほうでみております。

今回の団地の償還金、トータルで申し上げますが、890万円の内訳であります。10戸分の償還金を見込んでおります。そのうち、さわやか団地が9戸、かえで団地が1戸であります。

さわやか団地は、春に2件の解約の申し出がありまして、その分と、それから今回7戸分、それは期限が平成11年、12年に造成販売いたしまして、今年が期限になっております。

それぞれ個々に照会を申し上げたところ、今回7件のかたが返されるということになりましたので、その分の償還金ないし違約金を計上いたしております。

それから、建築のほうであります。一次と二次で60戸分譲いたしまして、47戸が今のところ建築をされております。

ですから残りは13戸ありますが、一次分譲で2区画購入して、1戸しか建てなくてもいいということもありましたので、それを差し引くと、10戸分がまだ未建築というふうになっていると思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 9番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 分譲地は、売り出したからすべてが売れると、そういうものではないのは承知しておりますけれども、さわやか団地は華々しくデビューして、タイミングもあり、町長の英断もあり、倍率の高かった分譲地なんですけれども。

さわやか団地だけで申せば10戸。町がホームページやなんかで紹介はして、どうですかという努力はされていると思うんですね。それ以外に、どのような売り出しのコミーシャルをしているのか。

私は、これは町村としてできるのか、できないのかは分かりませんが、違約金がきたら、このお金をもとに新聞の広告等で、分譲地があるかどうかですかっていう新聞広告が、果たして出せるものなのか、出せないものなのか、そこら辺も併せて検討して。せっかくこの違約金があるんですから、この違約金を使ってコミーシャルを打つのは、なんら間違いではないんじゃないかなって思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。団地の分譲のピーアールの方法であります。さわやか団地だけで申し上げますと、一次分譲、二次分譲したときに、そのときのピーアール方法としましては、町広報、ホームページ、それから近隣の町村に各戸ビラ配布をいたしましたし、それから今お話しのありました新聞の広告も実施いたしております。

今後であります。今回7戸の返却があったわけですが、そのうち手続きが終了したのは4戸であります。4戸については次のお知らせ広報でとりあえずピーアールというか、お知らせ広報に掲載したいというふうに考えておりますので、その結果をみて、また販売状況が思わしくないときは、新聞広告等も利用して、販売のほうに努めてまいり

たいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 今の議論の中で、1回目、2回目の分譲で募集しましたね。それで場所によっては12倍、1戸の所に12人というようなこともあって、かなりの競争率だったんですが、かなりの人が当たらず、がっかりした結果だったんですね。

その人たちが、優先権を持ってるといえるのはおかしいけれども、その人たちにご案内を出すということは考えていませんか。

恐らくまだ数年しかたっていないから、その人たちの生活状況だとか家族状況はそんなに変わっていないと思うんですけども。お気持ちも変わっているかどうか分かりませんが、あの当時、激烈に抽選でがっかりしていたことがあるとしたら、その人たちにも個別に、全部名前が分かっているはずですから、個別にお伺いしてはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。当初分譲したときに、抽選漏れになったかたも、その後広報を送ったりとか、そういうことをずっとしておりましたので、今回、今お話しのありましたように、その人がたにも紹介というか、個別に当たってみたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第49号 平成16年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第49号、平成16年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第49号、平成16年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、予算の総額を7億2,129万6千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款の保険給付費では、当初見込みより出生児が増加する見込みであり、予算に不足を来すため、出産育児一時金を増額しております。

4ページの歳入の8款、繰越金では、前年度繰越金の額が確定しているため、増額補

正をいたしました。

7款の繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成16年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時44分)

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員